

農業委員会組織における改正農業委員会法に基づく 「農地利用最適化」の取り組みについて

令和2年11月18日

一般社団法人 全国農業会議所

1. 改正農業委員会法のポイント

農林水産省「新たな農業委員会制度が始まります」より

① 農業委員会の事務の重点化

農地等の利用の最適化の推進が最も重要な事務であることを明確にする

② 農業委員の選出方法の変更

地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に農業委員に就任するようにするため、

ア 公選制を廃止し

イ 市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改め

ウ その際、農業委員の過半数は、原則として、認定農業者でなければならない

③ 農地利用最適化推進委員の新設

主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行う農地利用最適化推進委員を新設する

④ 都道府県農業会議及び全国農業会議所の農業委員会のサポート組織としての機能の強化

一般社団法人に移行して、都道府県知事又は農林水産大臣が農業委員会ネットワーク機構として指定する

2. 新制度施行後2度目の改選期を迎えている

- ①2016年度新体制移行した287委員会は昨年度に改選
- ②2017年度新体制移行委員会1187委員会(69.7%)が今年度に改選期を迎える
- ③2017年7月に改選を迎えた委員会は976(57.3%)委員会

農業委員・農地利用最適化推進委員の選任状況

1,702委員会（改選した1181委員会を反映）

	旧制度 ^{※1}	改選時 ^{※5}
農業委員数①	35,060人 ^{※2}	23,275人
認定農業者	10,311人 ^{※3} (29.4%)	11,983人 (51.5%)
中立委員	—	1,989人 (8.5%)
女性	2,655人 (7.6%)	2,846人 (12.2%)
委員の年齢別構成	^{※4}	
70歳代以上	7,421人 (20.9%)	5,425人 (23.3%)
60歳代	20,414人 (57.4%)	11,805人 (50.7%)
50歳代	6,415人 (18.0%)	4,035人 (17.3%)
40歳代	1,122人 (3.2%)	1,524人 (6.5%)
30歳代以下	201人 (0.6%)	486人 (2.1%)
農地利用最適化推進委員②	—	17,724人
①+②,【改選時/旧】	35,060人	40,999人【116.9%】

※1 平成28年4月以降の新制度移行前1703委員会の状況

※2 農林水産省臨時実態調査（平成28年3月）及び農林水産省実態調査（平成28年10月）から引用）

※3 全国農業会議所改選後調査（平成26年8月）より引用

※4 全国農業会議所改選後調査（平成26年8月）より引用のため、農業者数（別調査からの引用）の合計（35,060人）と異なる

※5 新制度移行時の農業委員会の状況調査（平成30年10月1日までに移行した1702委員会）に改選時の農業委員会の状況調査（平成31年～令和2年）1181委員会2020/10/8を反映

3. 新任委員への業務の周知と課題の引き継ぎが急務

- 新任農業委員： 35.8%(100%－1.①－1.②)
- 新任農地利用最適化推進委員：51.8%(100%－2.①－2.②)
- 新任委員への農地利用最適化業務等の周知と改選前の委員会の課題の引き継ぎ急務

農業委員・農地利用最適化推進委員の再任率			
1,115委員会 (令和2年9月29日現在)			
		人数	再任率
1. 農業委員実数		15,250人	
①	うち改選直前に農業委員を務めた者	8,502人	55.8%
②	うち改選直前に推進委員を務めた者	1,286人	8.4%
	うち旧制度で農業委員を務めた者	3,597人	23.6%
2. 推進委員実数		11,665人	
①	うち改選直前に推進委員を務めた者	5,157人	44.2%
②	うち改選直前に農業委員を務めた者	470人	4.0%
	うち旧制度で農業委員を務めた者	1,161人	10.0%

※ 改選時の農業委員会の状況調査票の報告があった 1115委員会:全国農業会議所調べ

4. 農地利用最適化業務とは

※平成27年農業委員会法改正により第6第2項に位置づけられた新たな法令必須業務

⊖担い手への農地利用の集積・集約化、⊖遊休農地の発生防止・解消、⊕新規参入の促進

○農業委員会法第6条第2項

農業委員会は、前項各号に掲げる事項を処理するほか、その区域内の農地等の利用の最適化の推進（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進をいう。以下同じ。）に関する事項に関する事務を行う。

●担い手への農地利用の集積・集約化



●遊休農地の発生防止・解消



●新規参入の促進



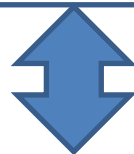
5. 農地利用最適化業務と農地中間管理事業の関係

※農業委員会と農地中間管理機構が連携する根拠

○農業委員会法第6条：業務＝中間管理法第1条：目的（条文が同じ）

○農業委員会法第6条第2項：業務

農業委員会は、前項各号に掲げる事項を処理するほか、その区域内の農地等の利用の最適化の推進（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進をいう。以下同じ。）に関する事項に関する事務を行う。



○中間管理法第1条：目的

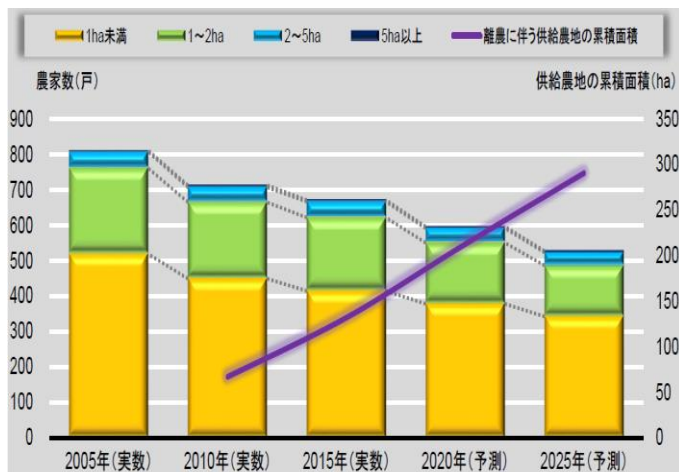
この法律は、農地中間管理事業について、農地中間管理機構の指定その他これを推進するための措置等を定めることにより、農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、もって農業の生産性の向上に資することを目的とする。

6. なぜ今農地利用の最適化なのか

1. 農業委員会の本分＝「子孫に美田を残す」 ←西郷隆盛「不為児孫買美田」の逆張り
2. 農地利用の最適化＝今使われている農地を使えるうちに使える人へつないでいく

※離農による供給農地の増大

2025年の地域農業の姿が把握できる地域農業情報－〇〇県〇〇市版－（農研機構）



〇〇県〇〇市の家族経営体数と離農に伴う供給農地の累計面積の推移と将来予測

◎農委の本分：「地域の農地を残し、活かし、耕し続ける」ことに責任

→子孫に美田を残す

◎4万人委員の思い：平成20年以降・遊休農地対策・農地パトロール

→一度荒れた農地をもとに戻すのは嘆儀

※今ここにある危機：→今使われている農地も直、ある

④農地利用最適化とは

→「今使われている農地を使えるうちに使える人へつないでいく」

⑤農地中間管理機構があろうかなかろうが、人・農地プランがあろうかなかろうが

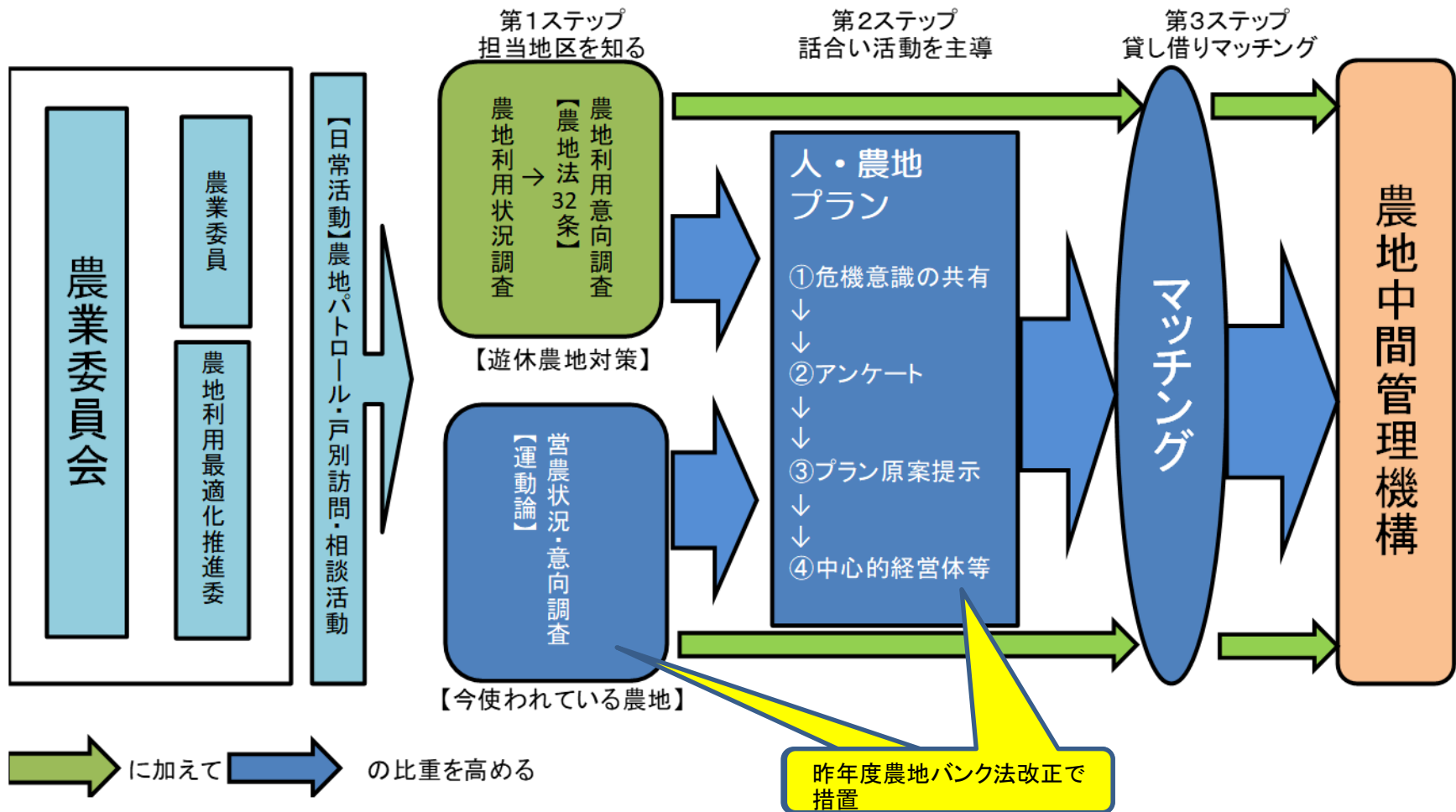
→地域の農家の営農意向をくみ取り、地域の話し合いに参加する必要がある

⑥農委は「農地の番人」から「農地を動かす人」に（田代洋一横浜国立大学名誉教授）

7. 農地利用の最適化の具体的な取り組み

1. 農地利用最適化の取り組みは3ステップで

2. 第1ステップ：現場を知る、第2ステップ：仲間と話し合う、第3ステップ：農地のマッチング



21. 農地利用最適化の取組状況(平成30年度)

- ①農地利用状況調査は平成21年農地法改正で措置
- ②～⑤平成28年改正農委法施行後の運動的取り組み
- ②・③令和元年度改正農地バンク法第26条第3項で措置

委員会数

①農地利用状況調査	②耕作されている農地の意向調査	③人・農地プラン等の話し合い参加	④農地バンクへ農地の出し手情報提供	⑤うち成約
1,703	813	844	1,058	745
100%	54%	56%	76%	53%

①農水省

②～⑤:全国農業会議所:「農地利用最適化活動の取組状況について(平成30年度末)」(回答委員会1,499委員会)

8. 明確化・重点化された農地利用の最適化の取り組み

1. 令和元年5月：中間管理法改正・第26条第3項新設：人・農地プラン等への協力
2. 農業委員会による農業者の意向把握、人・農地プランの話し合い参加等明確化

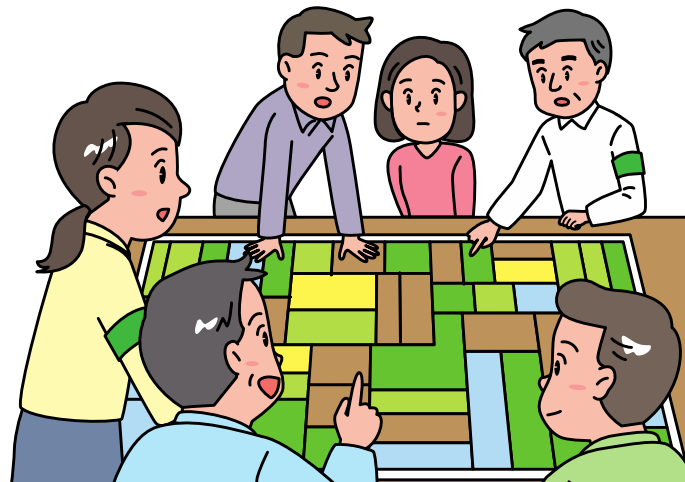
○中間管理法第26条第3項

農業委員会は、農地の保有及び利用の状況、農地の所有者の農業上の利用の意向その他の農地の効率的な利用に資する情報の提供、委員及び推進委員（農業委員会等に関する法律第十七条第一項に規定する推進委員をいう。）の第一項の協議への出席その他当該協議の円滑な実施のために必要な協力を行うものとする。
(第一項＝人・農地プラン)

● 農地所有者の意向把握

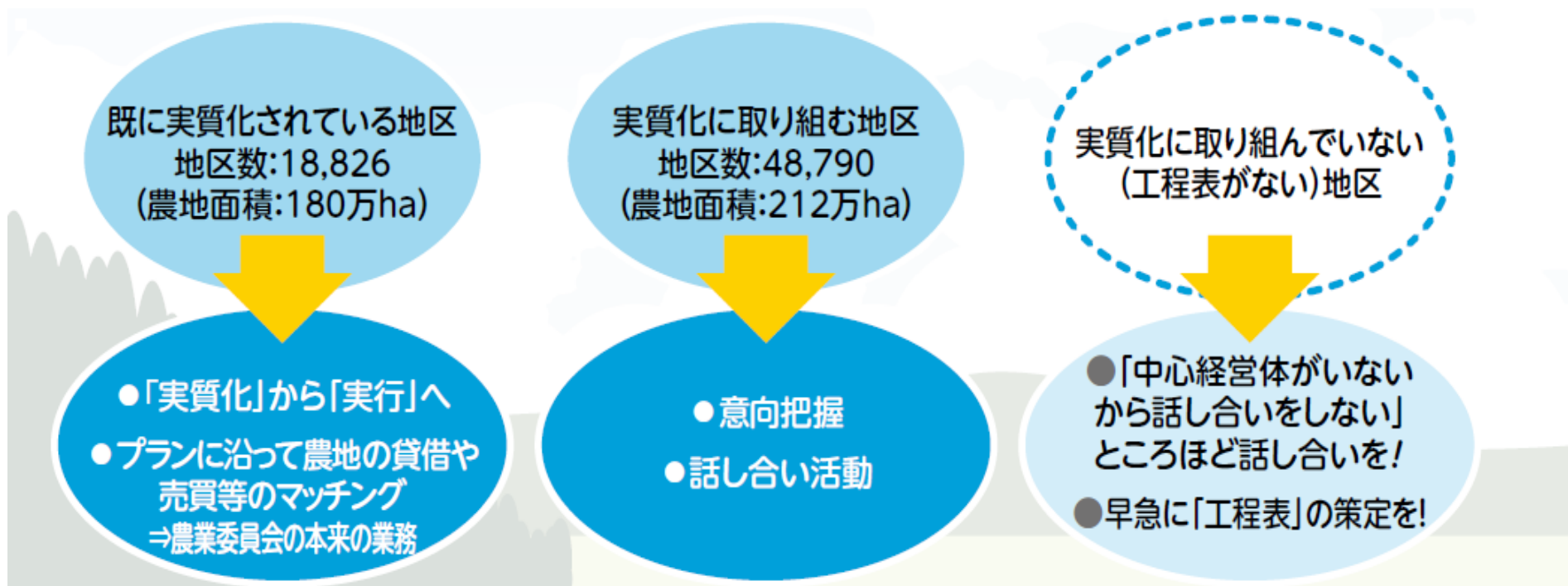


● 集落での話し合い(人・農地プラン)



9. 地域の実態に応じた「人・農地プラン実質化」の取り組み

- 1. 「実質化」された地区→ここから本番、農業委員会の出番→農地の売買貸借マッチング
- 2. 「中心経営体がない」地区ほど話し合いを！←将来地区農地をどうする？どうなる？



資料：農林水産省「令和元年度版 農地中間管理機構の実績等に関する資料」

(注1) 令和2年3月末時点

(注2) 「人・農地プラン」実質化の取り組み状況における農地面積は、市町村の報告ベースであり、耕作面積及び作付面積統計による耕地面積とは必ずしも一致しません。

10. 農業委員会における「人・農地プランの実質化」

将来方針のイメージ(例)

B集落の水田利用は、中心経営体である集落営農組織や認定農業者1経営体が担い、樹園地利用については中心経営体である認定農業者1経営体と基本構想水準到達者1経営体が担っていくほか、認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。

C集落の水田利用は、中心経営体である集落営農組織が担い、畑利用については中心経営体である認定農業者2経営体と認定新規就農者1経営体が担っていく。

D集落は中心経営体がないため、水田利用は集落営農組織の早期組織化を目指す。集落の主力作物である果樹については、新規就農者等に経営を承継する方策について検討を進める。

等々

農業委員会の必須事項！

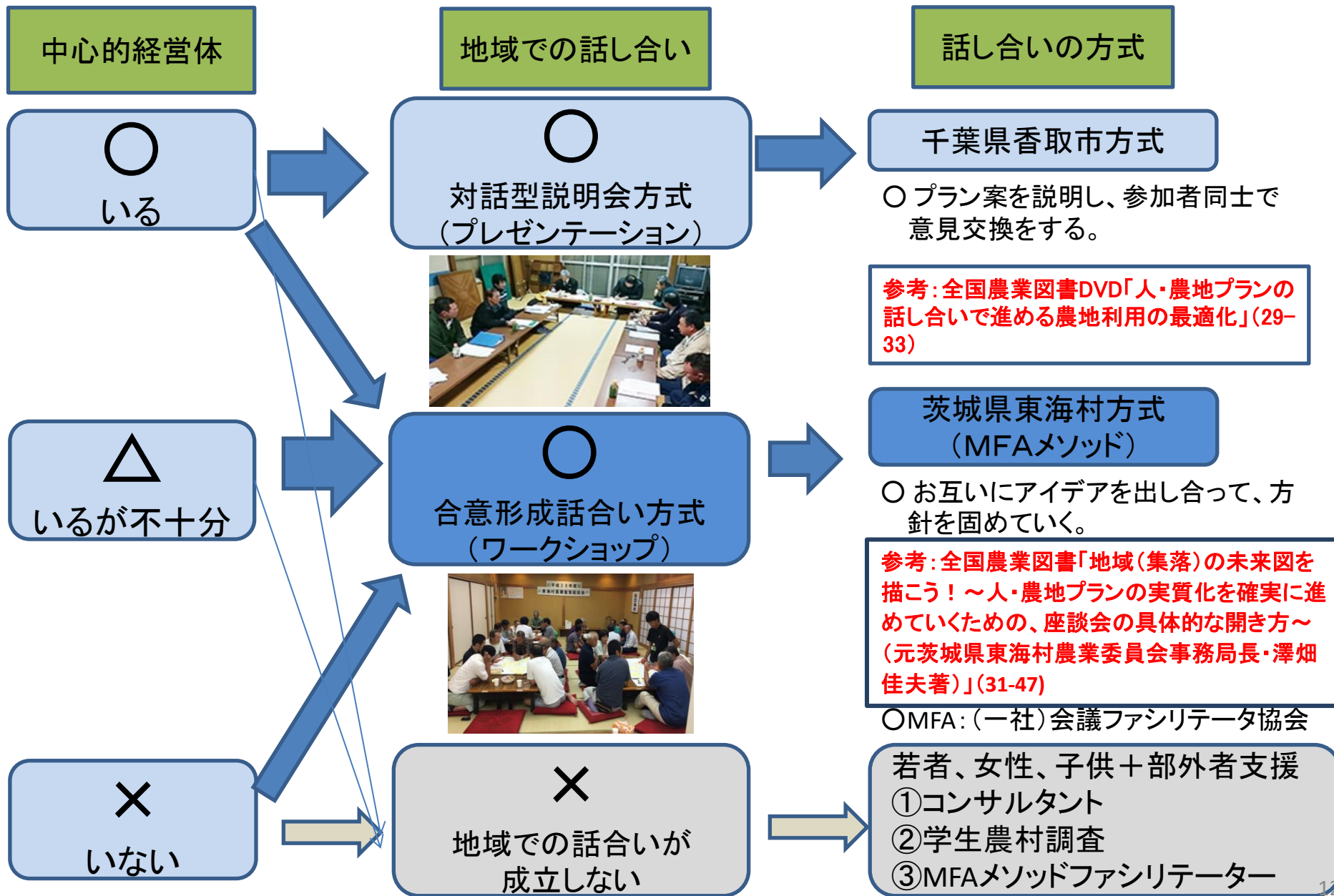
※意向把握、アンケート結果等をプランに反映する。面積、地番を表記、氏名は不用！

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
	貸付け	作業委託	売渡
1〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
2〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
3〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
4〇〇町〇〇番		〇〇〇〇	
5〇〇町〇〇番		〇〇〇〇	
6〇〇町〇〇番			〇〇〇〇
計	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

11. 地域の実情に応じた話し合い活動の方式



12. 「人・農地プラン」の6ステップと農業委員会の取り組み

	項目	人・農地プランの実質化	農業委員会の取り組み
1	前提	・先行各種計画等の確認整合性見当	・ 農地利用最適化指針 、「 事業計画 」、「 点検・評価 」等との確認調整 ・農地中間管理機構「 借受希望者一覧表 」
2	日程	・策定までの方法や日程を決定(工程表の作成、市町村と農業委員会等関係機関との 連携体制を構築) ⇒連携内容は協定書ではっきりとさせる	・ 担当地区の決定 (農業委員、推進委員がどの地区のプランを支援するか) ・委員の具体的な取り組み内容を決定
3	意向把握	・ 意向把握調査 の実施(郵送によるアンケートや戸別訪問で実施)	・連携状況に応じて調査を支援 (例:調査は全て農業委員会、返送がなかったところに委員が戸別訪問)
4	地図化	・意向の結果を地図に落とし込み、地域で共有(意向の地図化)	・ 農地ナビシステム を使い、年齢や将来の意向を簡単に可視化
5	話し合い	・地域・集落での 話し合い (できるだけ多くの参加者で話し合う)	・農業委員、推進委員の参加は必須、話し合いでは 何らかの役割 を担う ・ 参加者集めの声 がけも
6	方針決定 (実質化完了)	・ 地域農業の将来方針 を決定(=人・農地プランの実質化)	・今後出てくる農地の受け手は誰か、その受け手が耕作しやすいようにできないか等実行のためにやることを明確化
7	実行	・実質化されたプランに沿った 農地の利用調整 の実行	・人と農地をつなげるため、 利用調整・マッチング を展開

13. 所有者の意向把握①

1. 農家等の意向調査(≒アンケート、戸別訪問の実施)

① 「現在、耕作されている農地」に関する意向調査を戸別訪問または郵送等により実施。

可能であれば地図に情報を落とし込む(意向別や耕作者の属性に応じて色分け)。

② 調査項目は地域の実態に応じて任意に設定: 以下の4項目は必須

※「1. 年齢」、「4. 今後の農業経営の意向」、「5. 今後の農地管理意向」(貸借売買意向)、
「7. 農業後継者」は必須。

(来年度から「作業受託」も担い手集積の対象になる検討)

③ 調査結果は関係機関・団体と共有し、農地のマッチングにつなげる。

※「意向把握」項目の例示

	★1	2	3	★4	★5	6	★7
設問	年齢	所有農地の状況	農地の管理状況	今後の経営意向	今後の農地管理意向	農地貸借等時期	農業後継者
選択肢	—	①面積(a) ②筆数(筆)	①自作(a) ②貸付(a) ③不耕作(a)	①現状維持 ②規模拡大 ③規模縮小	①売却(a) ②貸付(a) ③購入(a) ④借入(a)	①1年以内 ②1~2年後 ③3~5年後 ④その他	①いる ②いない

14. 所有者の意向把握②

- 意向把握は、はじめざっくり、だんだん詳細に...
- アンケート方式の場合は記入してもらいやすい工夫を一台帳データの流し込み
- 農地台帳の補正業務・調査とのリンクも検討を

※農地台帳の情報を流し込んだ事例

問 10 農地の状況についておたずねします。該当項目を訂正・追記してください。

所在	現況地目 登記簿地目	現況面積 (㎡) 登記簿面積 (㎡)	農振 区分	所有者 借受/転貸人	適用法 耕作状況	始期 終期	農年特処 相続猶予	今後の 活用意 向※
(000001) (000001) (000001) 京山市太田町西町 4-6	畑 畑	3,000 3,000	農用地	辻 一郎 辻 一郎	良好			
(000001) (000001) (000001) 京山市太田町西町 4-7	畑 畑	2,500 2,500	農用地	辻 一郎 辻 一郎	良好			
(000001) (000001) (000002) 京山市太田町南町 13	田 田	1,000 1,000	農用地	辻 一郎 辻 一郎	良好			
(000001) (000001) (000002) 京山市太田町南町 14	田 田	1,650 1,650	農用地	辻 一郎 太田 久男	利用権貸貸借 良好	H. 25/03/31 H. 35/03/30		
(000001) (000001) (000002) 京山市太田町南町 15	田 田	1,800 1,800	農用地	辻 一郎 太田 久男	利用権貸貸借 良好	H. 25/03/31 H. 35/03/30		
(000001) (000001) (000003) 京山市太田町東町 380	田 田	800 800	農用外	辻 一郎 辻 一郎	保全管理			
(000001) (000001) (000003) 京山市太田町東町 381	田 田	450 450	農用外	辻 一郎 辻 一郎	保全管理			
(000001) (000001) (000003) 京山市太田町東町 409-1	田 田	963 963	農用地	辻 一郎 辻 一郎	良好			
以降 別紙								

※【今後の活用意向】は、次の番号を記入してください。

- 1 耕作する 2 管理する 3 貸したい 4 売りたい 5 その他

注) 取消線で訂正した場合でも、適正な手続き等が必要な場合は修正されませんのでご注意ください。

※回収率の向上に向けて

- ①郵送時の封筒に赤字で「重要」と記載
- ②調査票に「回答がない場合は回収に伺います」と記載

これらの記載で回収率が上がった県も

15. 地図を持って出かけよう！

農地情報公開システム等で耕作者の現況図をプリントアウトして、いざ現場へ！

①手始めは年齢階層図から

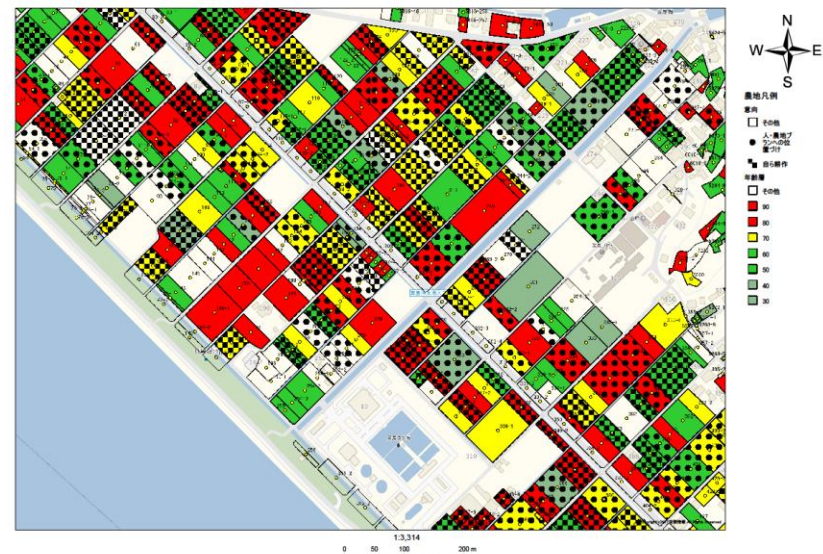


※黄色70歳代、赤80歳代、橙90歳代
※高齢化が進行していることが一目瞭然
※アンケートに答えたり話し合いに参加する気運醸成のきっかけに！

○更新をしていなくとも生年月日情報が入力されていれば年代別の現状表示可能

②昨年8月から異なる要素を重ねて表示可能に

※意向把握結果等を表示可能に！



※黒ドットは「自ら耕作」、「プランに位置づけ(貸付意向)」
※黒ドットの無い農地の耕作者の意向把握すればプランの相当部分は完了...？

○更新業務の一環で「後継者項目」入力すれば後継者有無表示が可能となりプラン要件の現況図完成！

16. 話し合い(集落座談会)への参加

■話し合いで農業委員、推進委員に期待されている役割＝コーディネータ役

農業委員会はもともと農地の利用調整(あっせん、和解の仲介等)に取り組んできた
→地域の代表、調整役(コーディネータ)です！

	項目	取り組み内容
必ず実行すること	1 委員の立場で話し合いに参加	話し合いに参加し、意見交換に加わる。
	2 話し合いへの参加の呼びかけ	「地域の将来を決める大事な話し合い」と積極的に声かけを行う。
できることから限り取り組むこと	3 進行・集約(その手伝い)	全員が発言できるように議論を引き出しつつ、話し合いがまとまるように進行や意見の集約をフォローする(＝ファシリテート、ファシリテーター)。
	4 現場活動報告(意向把握調査の結果の報告)	日ごろの現場活動の状況、意向把握の結果を紹介する。
	5 話題提供	冒頭の挨拶や他地域の取り組み事例、利用できる補助事業等を紹介する。

17. 「活動記録簿」をつけよう！

1. 日常活動の結果を「活動記録簿」等に必ず残そう
2. 活動記録簿→活動報告会→最適化交付金の申請資料→共有シートで農業会議等関係機関と共有

- ①「活動日誌」、「日報」、「活動記録簿」に日々の活動を記載
- ②毎月集計し、状況把握をする
- ③活動報告会等で委員等間で共有

日報を書き忘れないための3か条

- その1 日報は日常生活の動線上に置いておく
 *毎日必ず行く所に置いておくこと必ず目に入る！
 例えば・・・
 ◆食卓の自分の席 ◆洗面所の歯ブラシの近く
 ◆トイレ ◆お布団の枕元
 ◆軽トラの中（施設は確実に！） など
- その2 日報にはボールペンをセットしておく
 *せっかく書くとしても、ボールペンが見当たらないと、「後で書く・・・」となって、結局書かないから！
- その3 何でもかんでも、とりあえず書く
 *書くべきか悩んで結局書かないよりも、とにかく何でもかんでも書く。該当しないものは後から外せばいい！

きれいに丁寧に書く必要はありません！！
 内容が確認できれば、箇条書き、なぐり書き、単語の羅列などなど・・・どのような書き方でも構いません。
 醤油のシミがついていても構いません。
 とにかく、活動したらメモを取る感覚でどんどん日報を書いていってください！！

佐賀県唐津市農業委員会が定めた3か条

〔記入例・表〕
 10月 農業委員会活動記録簿（農業委員・農地 利用最適化推進委員） 氏名 農地 太郎

活動した日	活動した場所	実質化の有無	農委法第6条第1項に基づく業務(法今による農業委員会の権限事項)	農委法第6条第2項に基づく業務(農地利用最適化推進)		農委法第6条第3項に基づく業務		備考・メモ	
				事務局記録欄	活動の分類	事務局記録欄	活動の分類		
活動した日台を記載して下さい。	活動した地区 活動の対象となった地区を記載して下さい。	① 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ② 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ③ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ④ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑤ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑥ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑦ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑧ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑨ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑩ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出	① 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ② 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ③ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ④ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑤ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑥ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑦ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑧ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑨ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑩ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出	① 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ② 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ③ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ④ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑤ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑥ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑦ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑧ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑨ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑩ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出	① 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ② 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ③ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ④ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑤ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑥ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑦ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑧ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑨ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑩ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出	① 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ② 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ③ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ④ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑤ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑥ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑦ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑧ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑨ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑩ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出	① 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ② 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ③ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ④ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑤ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑥ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑦ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑧ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑨ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出 ⑩ 農地利用の最適化に関する関係行政機関等に対する申請書の提出		
10月 3日	A地区								
10月 9日	B地区								
10月 9日	C地区								
10月 18日	A地区								
10月 20日	C地区								
10月 20日	D地区								
10月 28日	〇〇市役所		△ △						
10月 30日	D地区								
月 日									
月 日									
合計									

活動がほぼ丸1日の場合は「○」、1日に及ばない場合は「△」を付けます。1日のうちに複数の活動を行った場合または、活動が複数の分類にまたがるような場合該当するすべてに「○」か「△」を付けます。

同じ日に複数の地区で活動した場合、地区ごとに分けて記入しましょう。

- ※裏面に「農地利用の意向把握の状況および地域の話し合いへの参加状況」記載欄有り
- ①農地の売買貸借の意向を把握した際、「氏名」、「意向内容」、「面積」、「地番・所在」を記入
 - ②「人・農地プラン」等地域の話し合いに参加した場合、開催場所、内容等を記載

18. 農地利用最適化交付金の活用

1. 「国から市町村の配分ルール」と「市町村における委員への配分ルール」に注目
2. 令和元年度から成果実績の対象に「予定面積」 参入可能に

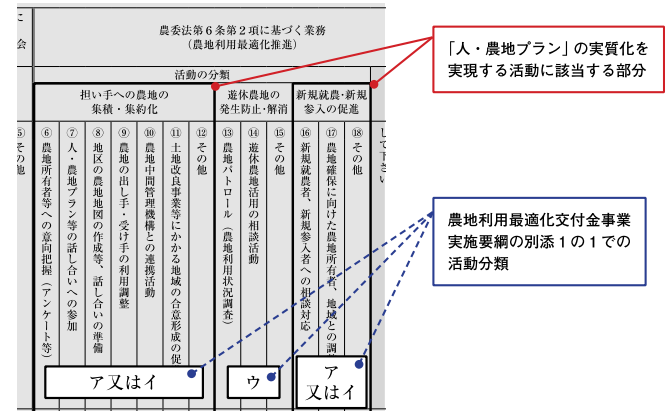
○「農地利用最適化交付金」5年目の大誤解の払拭

1. 国から市町村: 「活動実績交付金」、「成果実績交付金」← 交付金要綱で厳密に規定
2. 市町村の配分ルール: 市町村で自由に設定 → ①活動時間等実績、②一律配分、③折衷

活動実績に応じた交付金のうち実質化実現の活動に該当するもの

項目	内容	「人・農地プラン」の実質化を実現するための活動への該当
ア 実質化された「人・農地プラン」に係る活動	<p>実質化された「人・農地プラン」の策定のため又は実質化された「人・農地プラン」を踏まえた農地集積・集約化のために行う以下の活動</p> <p>(ア) 意向確認調査(農地所有者等に対して、農地の農業上の利用の意向等を把握する調査。ただし、農地法第32条第1項に規定する利用意向調査を除く)の実施</p> <p>(イ) 地域の協議の場(農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第1項に規定する協議の場)への出席、情報提供及びこれらに必要な活動(地図の作成等)</p> <p>(ウ) 実質化された「人・農地プラン」において担い手や農地中間管理機構に対する貸付け等の意向のある農地として記載された農地について、集積・集約化させるための調整活動</p>	該当する
イ 担い手への農地集積・集約化の推進活動	上記アを除く農地集積・集約化のための農地の出し手および受け手との調整活動、農地中間管理機構との連携活動、新規参入の促進活動、その他農地利用の最適化に必要な活動	該当する
ウ 遊休農地の発生防止・解消活動	農地の利用状況調査(農地法第30条第1項に規定する利用状況調査)、遊休農地所有者に対する相談活動等	該当しない

「農地利用最適化交付金事業実施要綱」別添1の1を基に作成



○令和元年度の運用改善等

①活動実績の単価改定: ア・イ: 7,000円、ウ: 5,000円

②成果実績に「予定面積」も参入可能に

→「人・農地プラン」の「農地の貸付け等の意向

→大多数の委員会は「予定面積」に特化を

○「非農地通知」は遊休農地対策の明確な農委の成果

19. 「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」の取り組み

1. 「意向把握」と「話し合い活動」の取り組みを農業会議等と共有
2. 農業委員会の「活動の見える化」の切り札に！

記入例

農地利用最適化活動の進捗状況共有シート

市町村名		〇〇市農業委員会		2019年度 第 4 四半期				
1. 基本情報								
(1) 農業委員会の体制								
① 委員長	2018年 7月	③ 地区委員	14人	④ 委員合計	28人			
② 専任委員	4人	⑤ 臨時委員	1人					
⑥ 兼任委員	1人	⑦ 協議委員	9人	⑧ 職員合計	5人			
(2) 農地面積・戸数								
① 管内農地面積		5,000 ha		① 管内農地面積				
② 市町村内農地面積		2,000 ha		② 管内農地面積				
③ 農業振興地域内		1,400 ha		③ 管内農地面積				
④ 管内農家戸数		3,600 戸						
(3) その他情報								
① 人・農プロン取(みんしんプロジェクト)		B プラン		① 人・農プロン取(みんしんプロジェクト)				
② 話し合いで使用する地図のシステム		農地情報公開システム		② 話し合いで使用する地図のシステム				
③ 農地利用最適化交付金の活用の有無		有		③ 農地利用最適化交付金の活用の有無				
④ 中間管理事業の事務委任の有無		有		④ 中間管理事業の事務委任の有無				
2. 意向把握の取組状況								
(1) 今年度の取組								
① 状況 ② 把握方法 ③ 対象 ④ 対象数 ⑤ 意向把握数 ⑥ 意向把握面積								
第1四半期	実施	戸別訪問	その他	166 戸	156 戸	0 戸	156 戸	0 戸
第2四半期	実施	戸別訪問	その他	150 戸	150 戸	0 戸	150 戸	0 戸
第3四半期	実施	戸別訪問	その他	222 戸	320 戸	2 戸	273 戸	2 戸
第4四半期	実施	戸別訪問	その他	568 戸	568 戸	0 戸	370 戸	0 戸
合計				1,046 戸	1,194 戸	2 戸	946 戸	2 戸
(2) 過去3か年度の取組(参考)								
① 状況 ② 把握方法 ③ 対象 ④ 対象数 ⑤ 意向把握数 ⑥ 意向把握面積								
2016年度	実施	集会で呼びかけ	地区農業者	411 戸	223 戸	0 戸	6.2 ha	
2017年度	実施	戸別訪問	農地所有者	2,520 戸	2,130 戸	0 戸	23.0 ha	
2018年度	実施	戸別訪問	その他	120 戸	74 戸	7.2 ha	0.1 ha	
合計				2,651 戸	2,427 戸	7.2 ha	23.3 ha	
3. 人・農地プラン等の話し合い推進の取組状況								
① 地区 ② 開催された地区数 ③ 開催回数合計 ④ 委員参加の有無 ⑤ 参加農家数								
第1四半期	第1地区	1回	1人	参加の呼びかけ	意向把握	意向把握面積	意向把握面積	意向把握面積
第2四半期	第2地区	1回	1人	意向把握	意向把握	意向把握	意向把握	意向把握
第3四半期	第3地区	1回	1人	意向把握	意向把握	意向把握	意向把握	意向把握
第4四半期	第4地区	1回	1人	意向把握	意向把握	意向把握	意向把握	意向把握
合計	7地区	4回	4人	4回	4回	1回	4回	1回

○「共有シート」の意義

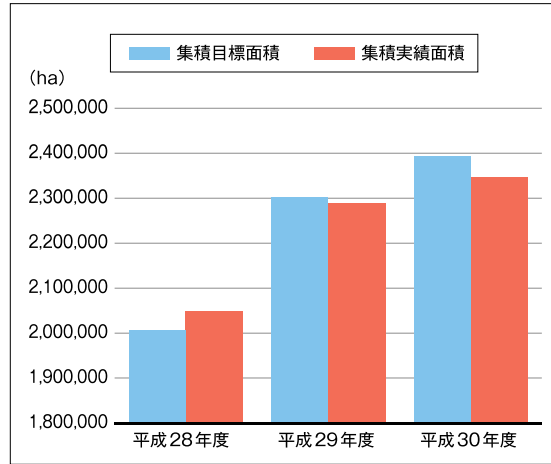
- ① 農業委員、農地利用最適化推進委員の活動の総和
- ② PDCAサイクルを生み出す契機に
- ③ 四半期毎に市町村で取りまとめ都道府県農業会議が集計
- ④ 都道府県、中間管理機構、全国で情報を共有し農業委員会支援の基礎資料
- ⑤ 「成果」と「取り組みの状況」を見える化
→5年後見直しの有力な武器に

○令和元年度集計結果

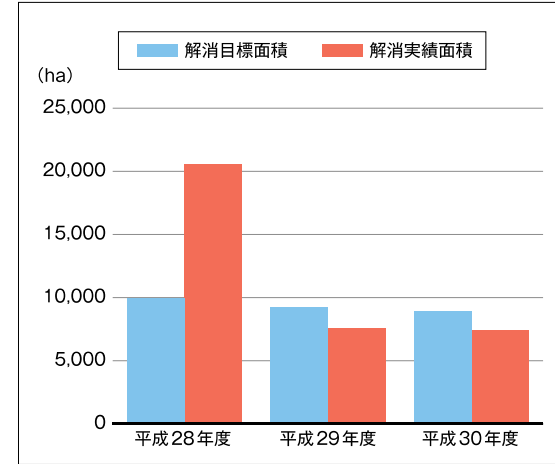
実施委員会 (委員会)	対象農家 (戸)	意向把握				話し合い	
		貸付		借受		参加委員会 (委員会)	参加委員 (人)
		意向把握 (ha)	実施面積 (ha)	意向把握 (ha)	実施面積 (ha)		
1,491	329,946	63,625	6,836	21,250	6,428	886	8313

20. 農地利用最適化の取組状況(平成28・29・30年度)

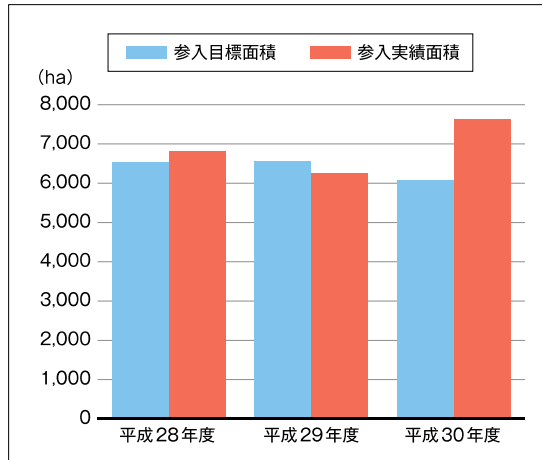
担い手への農地の利用集積への取り組み



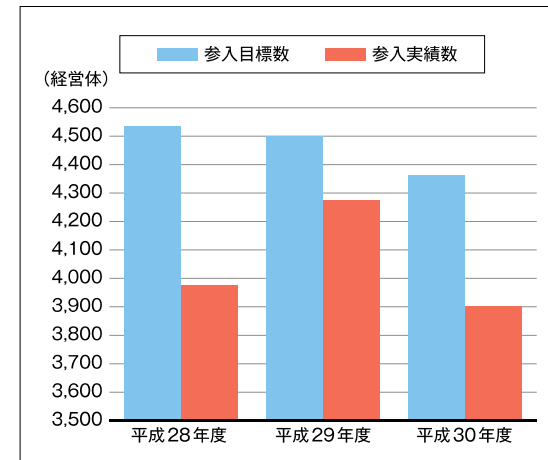
遊休農地の発生防止・解消への取り組み



新たに農業経営を営もうとする者の
参入促進(参入面積)



新たに農業経営を営もうとする者の
参入促進(経営体数)



平成28・29・30年度「事業計画」、「点検・評価」全国集計

これからの農地利用最適化の運動論（検討メモ）

（農業委員会改革5年後見直しを見据えて）

「農業委員」と「農地利用最適化推進委員」は「農地所有者の意向把握」、「地域の話合い活動」を更に強化し「人・農地プランの実質化」で「残すべき農地」として明確化された農地について農地バンクもかつ活用し「**マッチング**」に努める

※例えば...

担い手への農地の集積・集約化	地域の特性を踏まえた農地利用集積の推進 →農地中間管理機構を活用して地域全筆の利用権設定の推進
遊休農地の発生防止・解消	再生利用可能な遊休農地9.2万㍊全筆を農地中間管理機構も活用して利用権設定を目指す
新規参入の促進	新規参入対策における農業委員会の役割明確化：市町村の移住対策における役割分担→出張る新規就農対策、新規就農団地等

課題別取組方向 1. 農地の集積・集約化の(検討メモ)

		1. 目指すべき方向・あるべき姿	2. そのための取り組み・活動・運動	3. 必要な支援（施策・予算・制度）
農地の集積・集約化	共通	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の特性を踏まえた農地利用集積の推進 ○農地中間管理機構を活用して地域全筆の利用権設定の推進：地域まるっと中間管理方式 ⇒事例1（愛知県豊川市） 		
	平地	<ul style="list-style-type: none"> ○担い手の農地利用の集約化・団地化 	<ul style="list-style-type: none"> ○人・農地プランの実質化から実践へ ⇒事例2（熊本県甲佐町） ○担い手間の利用権交換の推進（担い手の意向把握と話し合いの場の設定・運営） ⇒事例3（佐賀県江北町） 	
	中山間	<ul style="list-style-type: none"> ○農地中間管理事業を活用した基盤整備による生産団地化（新規就農・有機農業・果樹・枝もの、等） ○高齢化・人口減少に対応した放牧・粗飼料生産等の多様な農地利用の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ○農地一筆ごとの利用調整から地域ぐるみの利用調整への転換 ⇒事例4（岐阜県美濃加茂市） ○農地利用現況図、ドローンによる空撮写真を基にした地域ぐるみの農用地利用計画図の作成 ⇒事例5（広島県尾道市） ○人・農地プランの話し合い活動を進展させ、市町村の農業振興部局と連携して地域住民及び不在村農地所有者等が参画した土地利用構想の策定を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○人・農地プランでの計画を要件として中山間地域の農地維持・管理を目的とするメニューの追加
	都市	<ul style="list-style-type: none"> ○都市農地（生産緑地）の貸借の推進 ○都市農地の保全・活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○特例生産緑地制度、都市農地貸借円滑化法の啓発・普及 ⇒事例6（東京都武蔵野市） ○農地の相続等の相談活動の強化 	

課題別取組方向 2. 遊休農地の発生防止・解消（検討メモ）

		1. 目指すべき方向・あるべき姿	2. そのための取り組み・活動・運動	3. 必要な支援（施策・予算・制度）
遊休農地の発生防止・解消	共通	<ul style="list-style-type: none"> ○再生利用可能な遊休農地9.2万㍓全筆を農地中間管理機構も活用し利用権設定を目指す ○そのために簡易整備と圃場整備要農地峻別 	<ul style="list-style-type: none"> ○遊休農地の担い手へのあっせん ⇒事例7（群馬県前橋市） 	<ul style="list-style-type: none"> ○人・農地プランで守るべき農地として明確化
	平地	<ul style="list-style-type: none"> ○相続未登記農地等の担い手への利用集積の推進による集約化・団地化 	<ul style="list-style-type: none"> ○農業委員会の探索・公示による農地中間管理機構への利用権設定の推進 ⇒事例8（長崎県壱岐市） ○圃場整備事業を実施する土地改良区等と連携した農業委員会の探索・公示による相続未登記農地等の有効利用の推進 ⇒事例9（宮城県七ヶ宿町） 	
	中山間	<ul style="list-style-type: none"> ○守るべき農地の明確化（ゾーニング）と非農地化の促進 ○遊休農地の利用による繁殖和牛等の放牧経営の展開 ○遊休農地の利用による有機農業や果樹農業、地域特産物の生産団地の形成 ○新規就農者の受け皿となる生産団地の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ○守るべき農地の明確化 ⇒事例10（京都府福知山市） ○非農地判断した土地の地目変更登記を推進 ⇒事例11（鳥取県三朝町） ○他地区の法人に農地集積 ⇒事例12（愛知県犬山市） ○県外企業を誘致 ⇒事例13（山口県萩市） 	
	都市	<ul style="list-style-type: none"> ○都市住民の農業体験の場づくり、農業の魅力発信基地化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○景観作物等の栽培 ⇒事例14（神奈川県寒川町） ○市民農園、体験農園による農作業体験の場づくりの促進 ⇒事例15（大阪府八尾市） 	

課題別取組方向 3. 新規参入の促進（検討メモ）

		1. 目指すべき方向・あるべき姿	2. そのための取り組み・活動・運動	3. 必要な支援（施策・予算・制度）
新規参入の促進	共通	<ul style="list-style-type: none"> ○新規参入対策における農業委員会の役割明確化：市町村の移住対策における役割分担 ○出張る新規就農対策、新規就農団地等 		
	平地	<ul style="list-style-type: none"> ○農業法人等の担い手経営による雇用就農の拡大 ○担い手経営における第三者経営移譲の体制整備 ○参入企業による農業経営の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○新規参入希望の個人や法人に対する相談活動、農地情報の提供等の推進（ネットワーク機構） ○担い手経営と就農希望者のマッチング活動の取り組み強化（ネットワーク機構） ○市町村単位の就農支援協議会の発足と農業委員、推進委員の参画 <ul style="list-style-type: none"> ⇒事例16（岐阜県高山市） ○農業委員・農地利用最適化推進委員を新規参入者の後見人とする伴走型支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ⇒事例17（埼玉県深谷市） ○新規就農者、参入企業受け入れの合意形成支援の強化 <ul style="list-style-type: none"> ⇒事例18（宮崎県宮崎市）（スタンバイ農地事業） 	
	中山間	<ul style="list-style-type: none"> ○集落営農組織・法人における円滑な経営継承 ○半農半Xを含む農村移住・二地域居住等の展開 ○空き家対策と連携した小面積の農地利用の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ○集落営農組織・法人の人材確保・育成（ネットワーク機構） ○新規就農者等の受け入れ希望市町村情報や農地情報等の提供（ネットワーク機構） <ul style="list-style-type: none"> ⇒事例19（熊本県天草市） 	
	都市	<ul style="list-style-type: none"> ○担い手確保に向けた農作業体験の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 遊休農地の発生防止・解消の取り組みに同じ 	

農業委員会ネットワーク通信

農地を活かし担い手を応援する

県内初 所有者不明農地の貸し付け

愛知 豊川市農業委員会

地域で農地を守る

地域まるっと中間管理方式を活用

豊川市は県南東部に位置し、一年を通じて温暖な気候条件にも恵まれている。豊川用水が通じ、施設園芸など農業が盛んな地域だが、担い手の高齢化や農業後継者の不足により、次世代に優良農地をどう引き継いでいくかが課題となっている。

次世代に優良農地引き継ぐ

豊川市長沢地区は三方を 猪や鹿などの獣害も多い。山に囲まれた中山間地域。 農業従事者の多くが小規模



ファーム長沢の里が借り受けた所有者不明農地

にざるをきき、②、①をときしめ、さつとネ、泉卵とネ、易合は250ぶりの熱洗いし、温める。ツナ缶のソなど緑黄色う。

この手続きを進める中、所有者は既に死亡しており相続人が分からない所有者不明の農地が見つかった。そのため、18年の農地法等の改正により措置された所有者不明農地の公示制度を活用することにした。これにより知事裁定を経て農地

そこで、2018年6月から県農地中間管理機構が推進する「地域まるっと中間管理方式」による(一社)ファーム長沢の里を設立し、農地を地域で守る取り組みを進めている。この方式は、集落内の農地約34軒について、農地中間管理機構を通じ、地権者を構成員とする一般社団法人が借り受け、農地の集積と有効活用につなげるものだ。

集落を一社化 約34軒を集積

中間管理機構から長期の利用権を設定できるからだ。所有者不明農地 公示制度を活用 同市農業委員会(権田展健会長)ではこの仕組みを使って、長沢地区の4筆・7152平方メートルの農地について探索を行った。登記名義人はすでに死亡しており、相続人は相続放棄していた。

同委員会では19年10月に所有者等を確認できない旨の公示を行い、6カ月経過後も所有者からの申し出がなかったことから、農地中間管理機構にその旨を通知した。

機構は翌年4月に知事に対して裁定を申請。知事から当該遊休農地に利用権を設定すべきとの裁定を受け、ことから、機構は当該農地をファーム長沢の里に対し、6月19日から約10年間の貸し付けを行った。

ファーム長沢の里代表の小野博史さんは「雑草が生い茂っていた当該遊休農地は、害虫が発生するなどして地域で問題になっていた。今後は地域で農地を守っていききたい」と話している。

農業委員会ネットワーク通信

農地を活かし担い手を応援する

利用権を交換して 担い手の農地集約

佐賀・江北町農業委員会

県のモデル地区に 農業委員会が推進を担う

佐賀県江北町農業委員会（大串俊貴会長）では、県や農業公社などと連携して「佐賀段階 担い手集約化プロジェクト」に取り組んでいる。この取り組みは、担い手間の利用権の交換による農地の集約を進めるもの。県は同町をモデル地区に設定してマニュアルを作成し、他地域への横展開を図る予定だ。

分設農地を交換

一方、中核農家や大規模農家は規模拡大しても耕作農地が分散しているため、効率的な作業ができていないのが現状だ。

また、離農する農家の農地の受け手はその都度話し合いで探してきたが、大規模農家がタイアスと受け手探しが大変になることも不安視されていた。

そこで、農業委員会が担い手間の利用権交換の取り組みとして農地集約化の会議を開いた。農業委員会や、担い手協議会の役員が中心となって、分散している農地などの情報を収集した。

その情報をもとに、農業委員会事務局が農地利用図を作成し、14・7畝（62筆）を集約化候補農地としてマップした。

農委会がマッチング

その後、農業委員会事務局がコーディネーターとなり、担い手14経営体（うち法人は5）を対象に農地のマッチング会を開催。提案がまとまりやすいよう受け手の候補を数名に絞り、人・農地プランのエリアごとに分けて説明を行った。その際、農地の状況が分かりやすいよう、色分けした農地利用図も活用した。

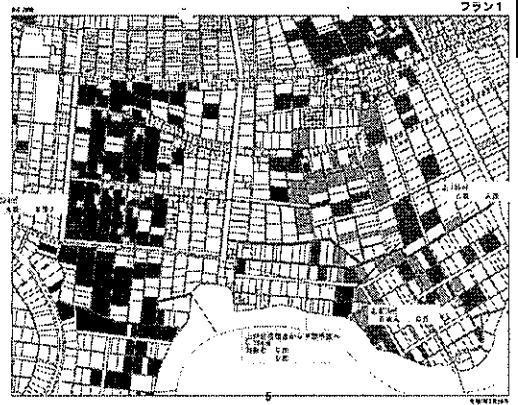
加えて、農業委員会を中心に候補地以外の農地の交換と集約も断続的に行っている。離農などで新たな農地が出てきた場合には、農地を交換することで面積が減少した農家に対して優先的に配分する。集約にあたっては、農業者間ではお互いの利害が絡むため、農業委員会事務局などが農地の調整役（コーディネーター）を務めている。

これらの取り組みにより、5・7畝（28筆）、担い手10人と4法人の交換がまとまり、交換した農家からは「農地間の移動時間が短縮し、効率化が図られた」との声が聞かれている。

マニュアル作り

各地区に配布予定

この取り組みを参考に作成されるマニュアルは、全国的な集約化の機運を高めるため、各地区に配布される予定だ。



①候補地の選定について話し合う担い手と事務局。②農地の交換状況を示した地図

市内初の集落営農法人を設立

所有農地を中間管理事業で集積

美濃加茂市三和町川浦地区



みわほたるの設立総会

管理など作業の協力を呼びかけたほか、出資金は機構集積協力を活用できることなどをPRし、法人設立の賛同を得ることができた。

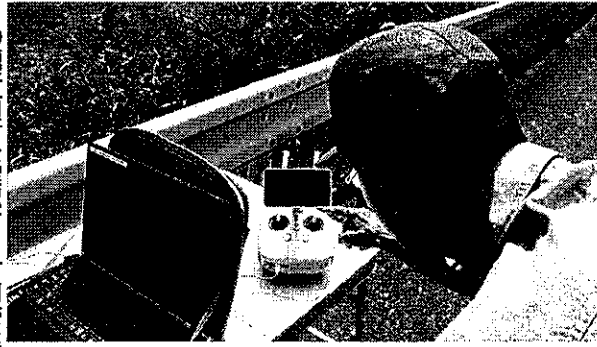
農地は農地中間管理機構を通じて昨年12月から10年間で貸借。機械は作業の効率化のため県の補助事業を活用して3条刈りコンバインや動力散布機を導入。2月の第1回総会で、20年産米としてコシヒカリ5・6畝、加工用のあさひの夢2・4畝の作付計画を承認した。5月初旬の田植え作業には多くの組合員が参加し「地域の農地を地域で興（おこ）すことを実感した」との声が上がり、法人の発展を重ね合わせるように水稻の順調な生育を見守っている。

【岐阜】美濃加茂市三和町川浦地区で昨年11月、市内初の集落営農法人「農みわほたる」が設立され、組合員40人が所有する農地約8畝を、農地中間管理事業などを活用して集積した。同地区では耕作者が減少する中、地域の農地を地域で守ることができないかと2017年に農業委員や農地利用最適化推進委員など有志が「川浦の農地を考える会」を設立。翌年からは

県の集落営農に係る重点指導地区の指定を受け、考える会を発展した法人設立準備委員会を中心に、市、農業委員会、JA、県、ぎふアグリチャレンジ支援センターなどの関係機関や農業会議の農業経営改善スペシャリストの税理士のサポートを受け、経営や作付計画を1年半かけて練り上げた。農地所有者への説明会では、農機オペレーターや草刈り、水

同組合の朝日清孝代表理事は「昼夜温度差があり良質な米が取れることが川浦の強み。JAと連携して、販売の強化や大型機械の導入などで活動を充実させたい」と話す。市、農業委員会、JA、県など関係機関は、同組合の活動をサポートし、集落営農の優良取り組みとして他地区へもつなげていく予定だ。

農地利用状況空から調査



①飛行箇所を確認する片山委員、②撮影した写真



ドローンで撮影

尾道市農委会と販売会社が検討

【広島】尾道市農業委員会（土山浩二会長）と農業資材卸業や農業用ドローンの販売・教習を手がける大信産業㈱（尾道市）は、急傾斜地に広がる樹園地などの農地利用状況調査をドローンによる空撮でできないか検討している。

同市瀬戸田町高根島の片山博農業委員や地区担当の農地利用最適化推進委員が鳥獣害対策の柵で囲まれた急傾斜の園地を遠回りしながら徒歩で登り、1日かけていた目視による調査を実証地域とした。

ドローンではフライト7分程度で撮影面積は約10畝、140枚を撮影した。

計6フライトで1時間程度で完了。使用機材は、DJ I社製のPhantom（フアントム）RTKを使い、あらかじめ撮影箇所を決定し、自動飛行ルートを設定した。この機材は4Kカメラ搭載の3D画像解析もできる。

同委員会の市川昌志事務

担い手増え作業に励み

鳥取市特産薬草茶の原料栽培

【鳥取】鳥取空港から西へ、山陰道の瑞穂宝木インターチェンジ（鳥取市）を降りてすぐ側の圃場でJA鳥取いなば（影井克博組合

局長は「傾斜地の多い島しょ部の樹園地を猛暑の中で調査する委員の負担を軽減できる。画像データの蓄積で耕作の経年変化の状況もわかり、変化によって放棄地の早期発見を期待している」と話す一方、撮影経費などの課題もあげ、今後導入を検討するとした。

長）の山東薬草生産部部長の富山和美さんが、今年も炎天下ではま茶の原料となるカワラケツメイの収穫作

員会ネットワーク

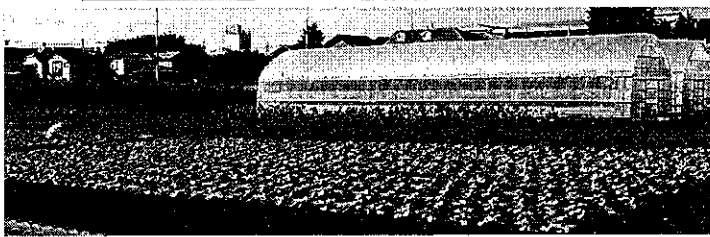
特定生産緑地制度 周知活動に力注ぐ

東京都内の8割以上の生産緑地が指定から30年を経過するいわゆる2022年問題などへの対応として、18年に特定生産緑地制度が創設された。武蔵野市農業委員会(榎本一宏会長)では、市やJAと連携して特定生産緑地制度の周知活動を展開するなど、都市農地を保全する取り組みを進めている。



⑤説明会はこれまで16回開いている、⑥生産緑地

農地を活かし担い手を応援する



全所有者が説明会に

JAと連携、調整して実現

1992年に生産緑地法が改正され、特定市街化区域の農地は生産緑地に指定するかしないかの選択に迫られた。その指定告示から30年目となる2022年には、現在指定を受けている都内の生産緑地の80%以上が行方制限を解除できることな

らならない生産緑地所有者一人もつくりなさい」をスローガンに指定の増加に向けた取り組みを続けている。その一つが生産緑地所有者を対象とした説明会の開催だ。市内の6生産組合に向けて6回開催した。各生産組合が参加しやすいよう、地域のコミュニティセンターや神社の集会所などで実施した。JA東京むさし武蔵野地区とも密に連携。同組合が事前に生産緑地所有者の出欠確認を行い、全員がいずれかの説明

東京 武蔵野市農業委員会

会に出席してもらおうという調整を行った。これらの連携が功を奏し、全ての生産緑地所有者が説明会に出席した。

説明会では、農業委員会が特定生産緑地に指定しなかった場合に、固定資産税や相続税がどのように変化するか具体例を示し、特定生産緑地に指定することのメリットを伝えた。また、市の都市整備担当職員も出席し、特定生産緑地への指定申請書の記載方法についても説明を行った。

9割以上が指定望む

会長「多くの農地の保全を」

特定生産緑地への申請は今年1月から受け付けており、申請状況は申請者数ベースで62%、筆数ベースで54%、面積ベースで55%

武蔵野市農業委員会の榎本会長は「市独自のアンケートでは、生産緑地所有者の90%以上が生産緑地の全部または一部を特定生産緑地に指定したいと回答している。なるべく多くの農業者が特定生産緑地を選択し、農地の保全ができるように、今後も各関係機関と連携して周知活動を進めたい」と意気込みを語った。



榎本会長

前橋市農委会と市担い手協が支所別検討会

査で得られた
貸し出し希望
農地や借り入
れ希望者のデータなどだ。

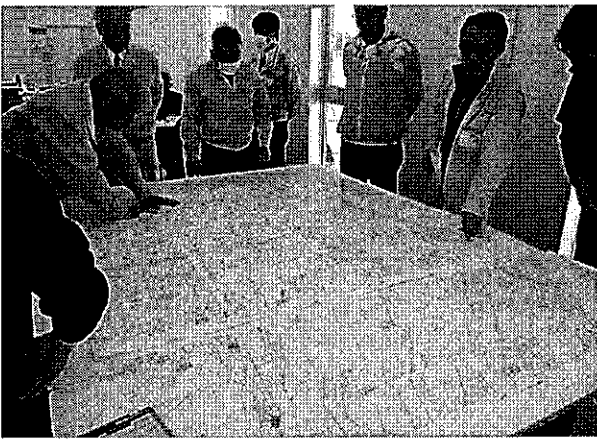
「貸出票」で周知

前橋市農業委員会(堀越 ちかけ地主と交渉する方法 恒弘会長)は、市担い手育 だったが、11年度から地域 成総合支援協議会と連携し の農事組合法人にも検討会 て2009年度から実施し に参加してもらい、マッ チ ている遊休農地対策JA支 ングが円滑に進むようにし 所別検討会を、今年も1 2月 2月に開いた。市内JAの 者や新規就農者へも幅広く 支所を5区域に分け、遊休 声をかけ、より多くの農業 農地などの所在地を色付け 者や農業法人などの参加に した地図を作成し、貸し手 よって遊休農地の新規借り 入れ希望者を掘り起こし、 と借り手をマッチングする 担い手への農地集積を促し ている。

幅広く声をかけ

始めたころは、関係者に 検討会では、遊休農地解 消や農作物の作付けを支援 する国の事業や、組み合わ せて活用できる県や市の単 独事業を紹介し、貸し手と 借り手の負担 軽減に結びつ けていく。検 討会で使う遊 休農地の情報 は、毎年行っ 農地利用状況 調査の結果を 遊休農地、貸 し出し希望農 地(遊休化し ていない農 地)を色分け して示した地 図、農地の利 活用に関する アンケート調

遊休農地を担い手へマッチング



地図を使ってマッチングの話し合い

事業を紹介、調査結果の地図やデータ活用

また、13年度から遊休農地 解消事業の一環として、農 地貸出票交付事業により遊 休農地の所有者が貸し付け を希望した場合に、面積・ 賃借料・連絡先などを記載 した「農地貸出票」を交付 し、該当農地に設置しても らって広く近隣の農業者な どに知ってもらおう取り組み を実施している。農業者が この貸出票を見て耕作地と して借りたい場合は、農業 委員会に連絡すると地元 の 農地利用最適化推進委員が 仲介を行い、担い手への集 積につなげる。

農地の利活用に関するア ンケート調査から得られた 情報をもとに、貸し出し希 望農地を市のホームページ に掲載し、借り受け希望者 が情報を簡単に得られるよ うにもした。

農業委員会の堀越会長は 「農業者の高齢化から今後 増えることが予想される遊 休農地を含め、農地の流動 化と遊休農地の発生防止・ 解消を進めていきたい」と している。

(前橋市農業委員会)

農業委員会ネットワーク通信

農地を活かし担い手を応援する

優良農地の荒廃防止へ

農委会が所有者不明農地探索

長崎 壱岐市農業委員会

壱岐市は福岡県の博多港から北西に76キロの距離にある南北約17キロ、東西約15キロの島状の島だ。平坦部が多いため、耕地面積38050坪のうち水田が2420坪を占める。基盤整備率は61％となっている。65歳以上の農家の割合が6割を超え高齢化が進んでいるが、特定農業団体や農業法人による集落営農に積極的に取り組んでいる。

機構通じ法人に貸し付け

約1から10筆の農地を10年

壱岐市農業委員会（赤木 通じて水稲・麦・飼料作物 英機会長）では、所有者不明の農地を探索する農業法人へ10年明となった約1から10筆の契約で貸し付ける手続きに農地を農地中間管理機構を 携わった。



探索作業を行った本宮仲地区の農地

2015年に特定農業団体「本宮仲」の代表者と市農林課や農業委員会が本宮仲地区内の農地保全について協議を行った際、農地は農地として活用したいものの、地区内に所有者不明農地があり、農地集約が進められないまま棚上げとなっているところがあった。このままでは基盤整備済みの優良農地の荒廃が進むことも懸念された。

そのような中、18年に本宮仲が農事組合法人として法人化したことや、同年の農地法等の改正で相続人の探索範囲が簡素化されたことから、農地中間管理事業を活用した農地集約の機運が高まった。

農地集約の意向を受け、本宮仲は役員会や地域の話し合いで、所有者不明農地を含む地域の農地を農地中間管理事業を活用して借り受ける方針を決定。その意向を受けて市農林課は19年6月19日に農業委員会へ所有者不明農地の所有者の探索を要請した。

農業委員会では、10筆の所有者2人の相続人などの探索を行った結果、所有者が不明であると判断して探索を終了。同月24日から半年間公示を行った。公示期間中、所有者などからの申し出もなかったことから12月23日に公示を完了し、今年1月31日に農地中間管理機構へその旨を通知した。

その後、機構は県知事への裁定を申請。8月には県の配分計画の公告も終わり、間もなく10年間の利用権の設定がスタートする見込みだ。

農業法人の意向受け

本宮仲は役員会や地域の話し合いで、所有者不明農地を含む地域の農地を農地中間管理事業を活用して借り受ける方針を決定。その意向を受けて市農林課は19年6月19日に農業委員会へ所有者不明農地の所有者の探索を要請した。

農業委員会では、10筆の所有者2人の相続人などの探索を行った結果、所有者が不明であると判断して探索を終了。同月24日から半年間公示を行った。公示期間中、所有者などからの申し出もなかったことから12月23日に公示を完了し、今年1月31日に農地中間管理機構へその旨を通知した。

その後、機構は県知事への裁定を申請。8月には県の配分計画の公告も終わり、間もなく10年間の利用権の設定がスタートする見込みだ。

地域農業の発展を支援

地元関係者からは法律に基づき農地賃借となり、今後安心して耕作できるとの声も聞かれる。他方、同委員会事務局は「探索が簡素化されたと言っても今回は要請から耕作開始まで1年程度かかっている。簡素化のためにはまだまだ制度を見直す余地があるのではないか」と話している。

同委員会では、他にも所有者不明農地が潜在していると見ており、これらが制度外貸し付けにつながっていることを懸念している。今後担い手が安心して耕作できるように、本制度を活用し、農地の利用集約を通じて地域農業の発展を支援していく方針だ。

ハ豚肉、タマエビ、キクラゲと炒め、Aを引く。④たけのこで水けをとるかまぼこ。ある豚肉とタコを期待するが、脂肪が少なめ効果的です。

支局発 農業委

中山間地で中間機構整備事業活用

地権者の信頼得て2法人に集積

七ヶ宿町は宮城県の最西南端に位置し、南は福島県、西は山形県に接する南蔵王の麓の町。町の面積の9割が山林だ。七ヶ宿町農業委員会(太田幸一会長)は、農業委員6人と農地利用最適化推進委員4人の体制で、県や農地中間管理機構と連携し、農地中間管理機構関連農地整備事業の活用による農地の集積・集約化を進めている。

宮城 七ヶ宿町農業委員会

不在地主の理解も得る

2013年までに町の農地のうち、約74%の水田が圃場整備事業に採択済みとなっていたが、七ヶ宿東部地区は水田面積約21%で、沿いの圃場が多く区画・農道が狭小。不在地主の農地や遊休農地が多く、取り残された地域だった。



ライスファーム七ヶ宿の高橋理事(左)と梅津代表理事

面委員が話し合いの中心的役割担う。数年が経過し、さらに耕作者は減少、不在地主や遊休農地が増加、農地の維持が困難な状況になってきた。耕作者も高齢化し、耕作委託の希望が強かったため、地元負担がない農地中間管理機構関連農地整備事業の導入を検討した。

地権者54戸が地元負担がない事業であることに魅力を感じ、また担い手側も圃場整備による作業の効率化が期待されることから事業導入に同意されたが、事業採択には担い手への農地の集約化、全対象農地に農地中間管理機構を設定するなどの要件があったため、不在地主や相続未登記登記農地には苦勞も多く、この解消のために一年半の期間

圃場整備が予定される水田、荒廃農地が全て美田に復活を要した。地区の担い手とされたのは、(農)ライスファーム七ヶ宿と(農)千年塾の2法人。取り残されていた七ヶ宿東部地区も18年9月に農地中間管理機構関連農地整備事業に採択され、圃場整備が実施されることになった。会長職務代理者でありライスファーム七ヶ宿の理事でもある高橋美幸さんは「圃場整備により担い手側の作業機械効率が飛躍的に向上した。機械移動は昔にならず、外部からの担い手も参入しやすくなる。排水や圃場の条件が良くなれば、高収益作物の導入も可能になる。圃場の団地化により防護柵の維持管理が効率化するので鳥獣被害防止にも効果を発揮する。また、優良農地を持続的に管理していくことで、美しい農村景観を維持することができると話す。



特にライスファーム七ヶ宿は構成員に農業委員・推進委員がいる。代表であり推進委員の梅津賢一さんは「圃場整備事業計画、換地計画の作成など、月一回以上話し合いに参加し、地区に積極的に関与してきた。不在地主に対しては、電話や親類縁者を通して集積の理解を求めたり、灌木が侵入した荒廃農地は地区住民総出で伐採除去作業を行うなど、地区外の担い手ではあるが、地権者の信頼を得て農地の貸借合意が得られた」と語る。

七ヶ宿町は町内全水田が七ヶ宿タムの水源となる「水源のまち」だ。ブランド米として「七ヶ宿源流米」、雪室を利用した「雪室仕込み米」など自然環境を活かした農業の発展が期待される。

農業委員会ネットワーク通信

農地を活かし担い手を応援する

「川合がいつまでも川合であるために」 山間地域の営農体制づくりを推進

将来、地域で農業をどう維持していくか——住民の高齢化率が50%を超える山間地域、福知山市三和町川合地域（6集落・273戸）では、農地利用最適化推進委員と農業委員が先頭に立って地域農業と集落の維持に奮闘。集落営農法人の設立から11年が経過した今、「守るべき農地」の明確化と「人材の確保」対策を戦略的に進めている。

「守るべき農地」を明確化

2009年当時、農区長 1筆平均10畝未満の川合地を務めていた同市農業委員 域では農地を集積しても作業効率が上がらず、すべて原一泰農業委員は、地域に呼びかけて、地域農業の受け皿となる(農)かわいを設立。現在、水田25杉(320筆)を預かっているが、

京都 福知山市農業委員会
土佐祐司推進委員 小原一泰農業委員



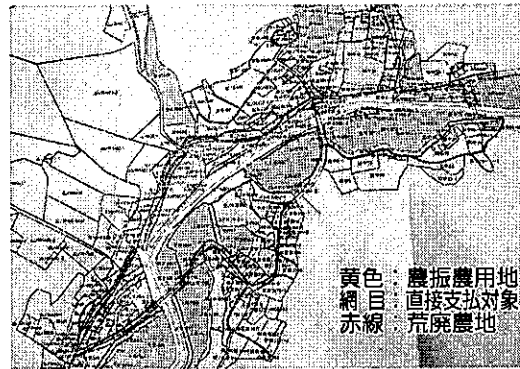
(農)かわい設立時に代表を務めた小原委員(左)と、現代表の土佐委員

積極的に移住者受け入れ

地域農業や自治会活動に「農業だけで生計を立てるのには難しい地域だが、川合に魅力を感じ、半農半Xで地域に関わってくれる人に来てほしい」と土佐委員。農業に関しては、(農)かわい

移住希望者向け「お試しし住宅」を整備。「季節を感じながら、それぞれのキャッチフレーズに、地域の活動する仲間」を募集し

別(じゅんべつ)するための地図づくりを開始。集落の農区長の協力を得て、農業委員会が行う利用状況調査の結果と中山間直接支払・多面的機能支払の協定農地を重ね、集落ごとに1枚の地図に表示した。



守るべき農地の地図

今後、この地図を農振地域の線引き見直しに反映させる他、京丹波場フラン(人)農地プランの実質化の話し合いにも活用していく考えた。

も入れ、上
の固さに火
盛る。カ
、葉酸など
黄色野菜の
は関係ない
いことは、
水菜は、ま
すいて保存
りょう。

も入れ、上
の固さに火
盛る。カ
、葉酸など
黄色野菜の
は関係ない
いことは、
水菜は、ま
すいて保存
りょう。

これで総点検③

農地パトロール

守る農地を明確化

鳥取県三朝町農業委員会
は、農地利用状況調査(農地
パトロール)で非農地と判断
した土地について、地目変更
登記を推進する取り組みを2
017年度から始めた。地方
税法381条7項の規定に基
づき、町長が法務局に対して
一括して地目変更の申し出を
行う方法を活用した。登記名
義人などの手続きによらず、
登記官の職権で地目変更登記

鳥取三朝町農業委員会

がなされる。17年度には33
11筆151畝、18年度には
511筆25畝の地目変更登記
が完了した。
この方法は、鳥取県農業会
議が鳥取地方法務局と度重な
る協議を重ねて導き出したも

非農地の地目変更登記を推進

ので、同委員会は農地パトロ
ールの結果を踏まえて非農地
判断を行い、非農地通知発
出後に非農地通知一覧表を整
備する。その後の対応は町税
務所管課に委ねられ、町長
から法務局へ通知する形だ。



守るべき農地を明確化した図
面を前にする山本会長(左)
と大村専門員

地の所有権を持つ登記名義人
が行うとされている。しかし、
農業委員会が非農地通知書
を發出しても、手続きに手間
や委託する費用が発生するこ
とから、地目変更登記まで至
らないケースが多い。

同委員会の山本雅之会長
(66)はこの取り組みの出
発点は町内の守るべき農地を
明確化することだった」と語
る。同委員会は非農地判断
した農地がそのまま放置され
た農地がそのまま放置され

が二因となり、他の統計上の
町内の耕地面積と農地台帳上
の農地面積に大きなズレが生
じるなど、農地行政の円滑な
運用の妨げとなっていた。

筆の土地について異議申し立
てがあったと言う。これらを
反映して非農地通知一覧表を
整備した。同委員会の元事務
局長で現在専門員を務めてい
る大村哲也さん(60)は「こ
れが本当にベストな対策なの
かは分からない」としながら
も、「自分の土地がどこにあ
るか、自分がよく分かったと
感謝されることが意外と多
大事」と強調する。

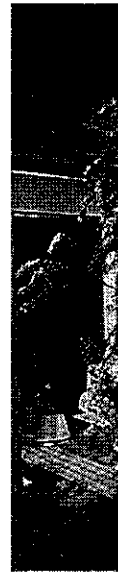
18年度以降は、管内六つの
地区ごとに非農地と入り組
だエリアを整理し、同様の取
り組みを進めている。山本会
長は「農家が減っても農地は
減らない。何もなければ農
地が荒れてしまうのは当たり
前。最低限、ここは守るとい
う境目を見極めていくことが
大事」と強調する。

総会で非農地判断

そこで、まず17年度は農地
パトロールの結果を基に「明
らかに耕作されている農地」
のエリアを図面上で明確化し
た。当該エリア外の農地を
「農地に該当しない土地」と
してリストアップし、同年12
月の総会で非農地判断を行っ
た。非農地判断した土地の所
有者には、18年1月に非農地
通知書を出した。同封した文書
には、異議申し立てが無い場
合、町が一括して地目変更登
記を法務局に申し出ることが
明記されている。実際に約40

元気なミミズのいる土壌の炭素率は **20**
農地の土壌(炭素率)を
1件より分析します
1件2,500円(税別)
アラビットサイエンス

田園川柳
お祭りの叫び日本の風が吹
愛知県あま市 小社
お祭りは四季によって変化する。
穀物の実りに感謝し、神にその作物
ぶ。収穫の終わる10月から11月にか
れる秋祭りは、都会に出て行った若者も里に
上げる。しかし、秋は台風のシーズンで油断
い。祭りの叫びが一家の喜びとなることを祈
平成柳多留第21集の入選句。



花

家と協力して市内の農産物をPRしていく予定だ。(吉田善行情報員)

農業委員を中心に農地集約 法人を誘致し地域を活性化

犬山市

【愛知】犬山市は、都市化・工業化の進展で農業者の兼業化や高齢化が進んでいる。同市今井地区は山間部に位置し川でワカサギが捕れ、キジやウグイスがいの環境の良い所だ。その今井地区では、約11軒を経営していた水稻の担い手が2019年産の収穫をもってやめることが判明したため、その農地をどうするか検討することになった。そこで、農業委員を中心に人・農地プランの話合いを重ね、農地の集約や

遊休農地の解消をした。まず、市が地域の耕作者に対して、経営拡大できるか意向調査。また、地元農業委員の林元治さんを中心に地域の耕作者で話し合いをした。営農組合を作って対応するなどさまざまな意見が出たが、最終的には、地元の農業者は兼業のケースが多く、今回の農地を全て地元で引き受けることは困難との結論になった。そこで、地域の耕作者9人で集積しきれなかった農地を市内の橋爪地区在住の

（株）ココトモファーム（齋藤秀一代表取締役）に6軒を集積することにした。同社は今井地区に障害者就労移行支援施設を計画し、農福連携を目指す。地権者に対し、アンケートや説明会を実施し、農地中間管理事業を活用して農地の集約について理解を得ると共に、不在地主に連絡がとれたことにより、遊休農地になっていた農地の復元もできた。



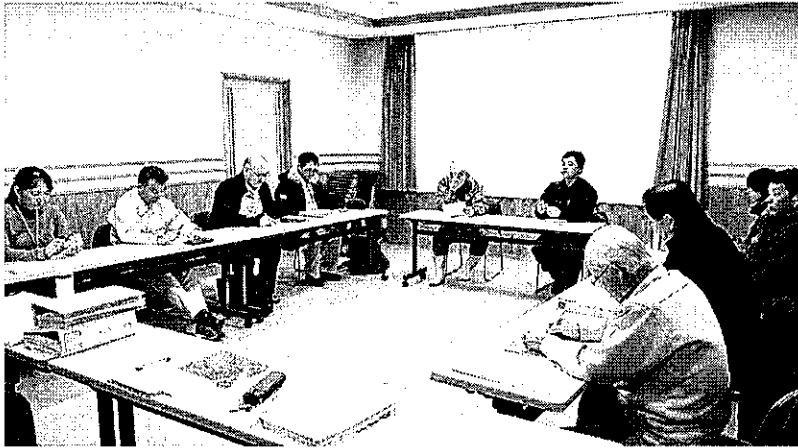
前列右から農業委員（当時）の林さん、ココトモファームの梅田さん、齋藤ゆみさん、齋藤代表。後列右から愛知県農業振興基金の佐合克好課長、犬山市役所の宮田隆志さん、古田裕三さん

の梅田敏三さんは「今井地区の人は人柄も良く、よそ者であるわれわれに親切に対応してもらえてうれし」と話した。

ココトモファームは19年9月に法人化。認定新規就農者の認定を受け青年等就農資金を活用して今井地区で営農の機械・施設を整備。今後は、農産物販売所の建設や6次産業化し、生米粉のバウムクーヘンや犬山市シルバー人材センターが生産するミニトマトを使ったスイーツの製造や農福連携を計画している。

農業委員会ネットワーク通信

農地を活かし担い手を応援する



人・農地プランを話し合うみなさん



⑤オリーブ植栽前の耕作放棄地だった農地、⑥オリーブを植栽した農地

山口 萩市農業委員会

後継者対策や遊休農地対策を重点に

萩市は山口県内屈指の農業振興地域に位置付けられており、最近では「酒造好適米」「飼料用米」などの生産も拡大している。地域の後継者問題や遊休農地対策などが課題となっている中、同市農業委員会（片岡兼雄会長）の取り組みを紹介する。

アンケート結果を地図化

後継者不在農家の増加が明確に

同委員会では、新制度に 員・農地利用最適化推進委 査を実施している。移行した最初の任期中でも 員が担当地区で「農地と管 2018年から、農業委 農に関するアンケート調 査」を実施している。アンケート調査の結果を 基に、地図上に年齢と後継 者の有無を落とした図面を 作成し、人・農地プランの 話し合いの場で活用してい る。今後、後継者のいない 農家が増加することが明確 な地図となった。

アンケートの中間集計で は、回答数1962戸のうち「農業後継者あり」と回 答した農家は289戸と約

15%にとどまっている。アンケートの意見には、「1、2年先まで耕作できるかわからない」「私の代で農業は終わり」という農家の声が多かった。 これを受けて同委員会 は、60〜70歳代のUターン 希望者を募るため、地元選 出の国会議員に同市に定住 するまでの費用負担などの

施策を提案している。「定 年退職を契機に生まれ育っ た萩市に戻ってくれば、地 域が元気になる。コミュニ ティー活動や農地の活用な どを含めて地域一丸となっ て支援したい」と片岡会長 は熱く語る。

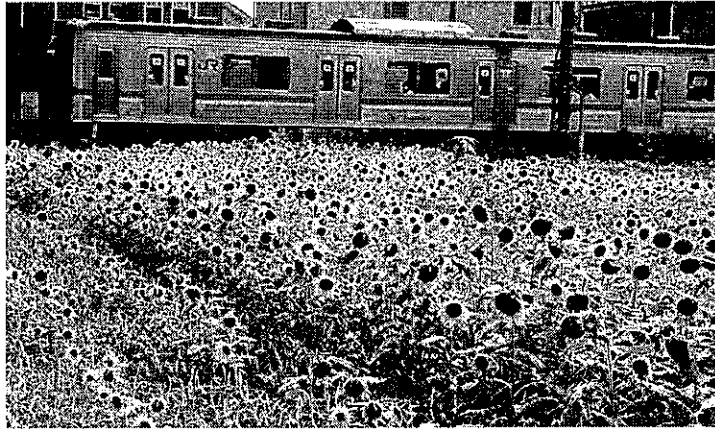
オリーブで農業再生

県外企業参入で耕作放棄地解消

萩市平蔵台地区では、87 畝の圃場整備が完了してい るが、水稲と野菜栽培を継 続してきた農事組合法人が 18年5月に38畝の農地法第 3条許可申請が農業委員会 に出された。

同委員会では、申請面積 が大きいことや、過去にオ リーブ栽培の例もなかった ことから、兵庫県淡路市に おける同企業の営農状況を 確認。地元の農業委員会や 土地改良区から詳細を聞き 取り、現地調査も実施した 結果、オリーブ栽培を着実 に実施していることが確認 できた。農地が有効に利用 されて地域の活性化にもつ ながっており、現在は61畝 にまで活用が進んでいる。

遊休農地で咲きほこるヒマワリ



新たな担い手へ

神奈川・寒川町農業委員会

【神奈川】JR相模線・寒川駅沿線の畑でヒマワリが咲きほこり、近隣住民らを楽しませている。このヒマワリは、寒川町農業委員会による遊休農地を花畑に復元する「花いっぱいプロジェクト」モデル事業の一環として植えられた。この約6㍏の農地は、高齢化で耕作しきれなくなった遊休農地だった。同委員会では所有者からの相談を受け、所有者と農作業受委

遊休農地を花畑に

お手伝いをしていた皆さんと

天

エといった加工品も人気がある。

ら、せひ山形県と天童市に訪れてほしい」と話す。

託契約を締結した。

草刈り、耕うん、花の作付け作業などで復元した農地は新たな担い手に耕作してもらおうと、農業委員会でも利用調整を行うことにな

っている。

農作業には当初、農福連携として生活保護受給者、食育推進として保育園の園児ら地域住民の参加を見込んでいたが、新型コロナウイルス感染症防止のため断念。5月の種まきや草刈りなどの管理作業は農業委員が行った。こうして栽培されたヒマワリは今、初夏の日差しのもとで一面に咲き

ほこっている。

同委員会は「外出自粛や三密を避ける新たな生活様式を送るなか、花が住民の心を癒やしてくれることを願っている」と期待を寄せ

る。今秋には菜の花を栽培し、開花後は一般開放と町ホームページを通じて観賞用に摘み取りの案内を行う予定だ。

ブランド力 三法で強化 蔵野美大と連携



ワークショップ

携事業として同市や同大学キャンパス内で「アイディア」を出すワークショップ「アイディアソン」を開きながら検討を重ねている。本年度は、イチジクを原料としたお酒や香水などを試作し、それらのパッケージ

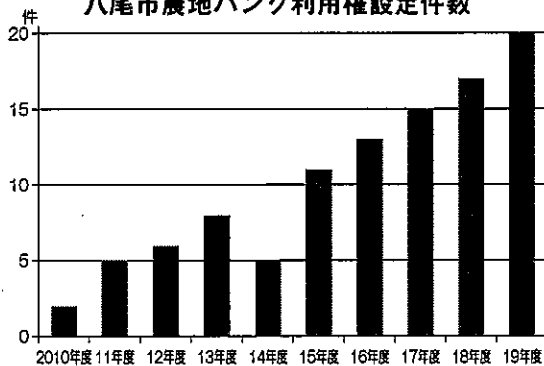
農業委員会ネットワーク通信

農地を活かし担い手を応援する

大阪 八尾市農業委員会

市独自の「農地バンク」
設立10年で82件の成果

八尾市農地バンク利用権設定件数



楠本社長（右）と営農指導を行う
JA大阪中河内の三谷周弘さん

八尾市農地バンク制度 市が利用関係の調整を行い（以下、農地バンク）創設 利用権を設定する。制度創のきっかけは09年の農地法 設からの10年間で、82件の改正に伴う遊休農地対策の 成果を上げた。

82件の実績のうち52件は 17年からの3年間で貸借さ れたもの。JA大阪中河内 との連携により取り組みが 加速した。同市農業委員会 の村田法洋事務局長は「行 政組織だと難しく感じる農 業者も、日ごろ接するJA 楠本社長（右）と営農指導を行う JA大阪中河内の三谷周弘さん

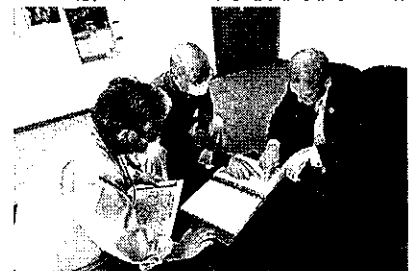
JAとタッグで加速
遊休農地解消・防止に寄与

八尾市は大阪市に隣接し、人口約27万人を擁する中核市。農家数は975戸、農地面積は3877畝で市域の9・3%を占める。担い手の減少や高齢化、遊休農地の増加が課題となる中、2010年6月に「八尾市農地バンク制度」の運用を開始。農業委員会と市が利用調整を行い、地域に密着した農地の貸借が進められている。

が間に入ることで安心するのでは」と話す。同JAでは、遊休農地対策として17年に農地保全担当を置き、耕作困難や規模拡大意向の相談を受けている。目的を同じくする農地バンクに話をつなげることで、遊休農地の解消・発生防止に寄与している。

バンク活用で新規参入
「都市部は多様な担い手必要」

「昔は食料が豊富でなか った。また米が大切な時代 が来る。若い人に米のあり がたみを知っておいほし い」と話すのは、同市で自動車部品などを製造する齋和工具機代表取締役社長の楠本正行さん(74)。昨年、農地バンクを活用して田畑を利用権設定で借り受け、水稲を栽培している。借りた田は、所有者が高齢のため貸し出しの相談がJAに寄せられていた場所だった。楠本さんから相談を受けた同委員会がJAに連絡したところ、うまくマッチングでき、利用権設定に至った。



今年の栽培スケジュールを確認

現在22作目に取り組み、所有者とJAから指導を受けつつ社員とともに汗を流す楠本さんは、「稲の生命力の強さに感動する日々です。将来はいろんな田や栽培の方法も試したい」とやる気に満ちています。

村田事務局長は、「都市部では多様な担い手による農地保全が必要。楠本さんは地域と協調・連携して営農しているので頑張っている」とエールを送る。

新規就農・ 人材確保の今

③

関係機関連携しチーム結成

岐阜県高山市では、行政と関係機関・団体による支援チームが中心となり、新規就農者の受け入れや育成に成功している。2014～18年度の新規就農者数は141人に上る。うち8割以上は同市が産地づくりに力を入れるトマトとホウレンソウで就農した。同市の新規就農者の育成・確保を推進するのが、14年に

発足した「高山市就農支援協議会」(支援チーム)だ。県、市、農業委員会、JAの他、指導農業士会、認定農業者連絡協議会などの生産者組織で構成される。これら構成員が連携したきめ細やかなバックアップが、多くの新規就農者を生み出してきた。

市が毎年夏に開催する「就農体感ツアー」では、支援チームが収穫体験や先輩農家との交流会を企画する。県内外

高山市就農支援協議会 岐阜

から毎年10人程度が参加し、意欲の高い参加者には研修先を紹介。指導農業士などが営業団地で農地あっせんされるようマッチングしている。

「農業委員会では、農地の貸借意向などを調査し、就農時期に合わせて農地を借り受け

る丹生川町のモデル団地内で、路や流通体制が確立されている農地中間管理機構を通じて借りた。礼さんは「トマトの販路や流通体制が確立されていることに魅力を感じた」と話した。当初は就農に不安を感じていたという美佳さんも「ツアーで先輩農家の話を聞くうちに、自分たちでもできるかもしれないと前向きな気持ちになった」と当時の心境を明かす。



「農業は周りの支えがあって成り立つ」と話す塚本礼さんと美佳さん

トラクターなどの機械は青年等就農資金を活用して導入。農業次世代人材投資資金で生計のやりくりもできている。飛騨地域で開催される就農支援塾などの座学研修にも参加し、農業技術や経営の知識も磨く。就農当初は防除対策がうまくいかずカビが発生したり、18年の台風被害でハウスが破損するなど、全そが順風満帆だったとは言えない。それでも2人は「地域の先輩農家や研修先の農家、そこで知り合った先輩・後輩が助けてくれたおかげで、順調に営農を継続できている」と感謝する。

今後については「経営面積を増やし、販路の拡大にも取り組みたい。地域の農家やトマト部会の仲間に認めてもらえよう、これからも研さんしていきたい」と抱負を語った。

農業に魅力感じて就農

井田さんが就農をサポート

深谷市 原田 幸一郎さん



農業に魅力を感じて就農した原田さん(左)とサポートした井田推進委員

【埼玉】深谷市の原田幸一郎さん(35)はキュウリ、ブロッコリー、ネギを2畝栽培している。原田さんの出身は熊本県で、4年間IT関連の企業に勤務した後、就農を決めた。きっかけは、農業特集のテレビ番組を見たことだ。

原田さんは就農にあたり、関東近郊の農業法人を

10社ほど訪問し、埼玉県の農家で研修した。7年ほど前、深谷市で独立就農した。その際、現在、同市農業委員会の農地利用最適化推進委員を務めている井田貢さん(69)がサポートした。

原田さんは「農業の魅力は、食べ物という生活に欠かせないものに携われるところ。井田さんが若手農業

者の集まれる機会を作ってくたさるので、近い年代同士での情報共有ができています。こうした機会は少ないので、コミュニケーションのとれる貴重な場となっている」と話す。深谷市の魅力について「土壌が野菜生産に最適で、出荷先も市内に多くあるなど、農業をするのに恵まれた環境にある。深谷市の先輩方は優秀な方がたくさんいるので早く成長ができるのではないかと感じている」と話す。

井田さんは、原田さんについて「何事にも動じずに、向上心を持って農業に取り組んでいる。農業者にとって、自分から栽培技術などを学ぼうという意欲を持つことは大切。さらに良い農業者となるよう今後も支えていきたいと思っている」と話す。

原田さんは「今やっていることを継続していきたい。生活が大事だと考えているので、安定した農業を心がけたい」と語る。

新規就農者を支援

優良農地を貸与

県が「スタンバイ農地事業」創設 今秋、宮崎市に第1号が誕生



新規就農にあたり立ちふさがる最初の壁は「農地探し」だ。

県では新規就農者に優良農地で就農してもらうため、2019年度から「宮崎スタンバイ農地事業」を創設した。同事業は、県農地中間管理機構が農地を一時管理し、就農する段階で新規就農者へ貸すという

就農をめざす串間さん(右)と農地事業を紹介した松田会長

もの。宮崎市の串間祐介さんが同事業第1号となる。串間さんは現在29歳。今年7月、約1年間のJAFファームでの研修を終え、今秋、宮崎市浮田で施設キュウリでの就農をめざしている。串間さんは、研修中に宮崎市農業委員会の松田実会長(72)からスタンバイ農地事業を紹介してもらった。松田会長とは打ち合わせなどで話す機会も多かったため、「今でも悩みを相談している」と、串間さんは語る。

松田会長は「就農するからには優良な農地を紹介しようと思った。地域の人にしか分からない耕地条件もあるため、串間さんの作物に合った農地を紹介できて良かった」と満足そうだ。今後は「露地野菜にも挑戦してみたい」と意気込む串間さん。松田会長も「串間さんは草刈りを進んで行うなど地域に溶け込もうとしている。地域全体で支えていきたい」と話す。

優良農地を確保し、地域とのつながりもつくることのできるスタンバイ農地事業。これから地域農業を守る核となって、第2、第3の活用が広がると期待されている。

農地パトロール

(宮崎市農業委員会)